

境界立会申請書を提出される際の注意事項

1. 立会者

地元区長（総務課でお尋ねください）

農区長（申請地が花立区及び南花立区の場合は必ず出席を求めて下さい）

利害関係人（申請地の隣接地と対向地）

2. 立会の前に

・申請地の道路等に接する部分（官民三方境界含む）全て、及び復元した線に対応する対向地について地籍図（地積測量図）の復元をお願いします。当日の順調な立会のために、もし誤差が大きい場合は事前に建設課境界立会担当までご連絡下さい。

・利害関係人全ての了解が得られないと立会は不調となります。特に隣接地と対向地の所有者には、事前に立会の意義等内容をお伝えして下さい。

・当日立会者が全て来られないと、後日来られなかった方の署名捺印と、境界部分の近景と遠景の写真提出をお願いすることになりますので、可能な限り立会者全ての立会が可能となるように段取りをお願いします。もし来られない場合は事前にご連絡下さい。

・申請地を含め対向地や隣接地が以前に境界立会をしている場合がよくあります。もし、立会をしている場合はその成果が影響しますので、事前に調査をお願いします。例えば、申請人等からの聞き取りや、建設課に今までの立会記録綴りがありますので確認をお願いします。

3. 立会当日

・司会進行をお願いします。

・立会終了後、立ち会われた方全ての署名捺印を頂きますのでその旨お伝え下さい。また、申請者については申請書と同じ御印鑑の捺印を頂きますので併せてお願いします。

4. 立会成果の提出

・境界確定点を公共座標により図面作成し、その図面を成果として建設課まで提出して下さい。

・境界確定点に於いて、必要箇所を杭、鋸、プレートの設置をお願いします。

・

連絡先

菊陽町産業建設部建設課

管理係

tel 096-232-2115

fax 096-232-3614